

# 令和8年度 国民健康保険税試算シート【操作説明】

下記の事項をすべて確認してから、別ファイル「令和8年度 国民健康保険税試算シート」にて試算をお願いします。  
 試算結果は概算となります。実際の税額と異なる場合があります。

## 1. 入力

※世帯主および国民健康保険の被保険者のみ入力してください。

- ①「入力画面」シートで、世帯員の年齢区分(R8年4月1日現在)を選択してください。
- ②年齢区分を選択した世帯員の収入等の金額を入力してください。
- ③人数分、①②の作業を繰り返します。
- ④自動計算で、「入力画面」シートの「計算結果」に年税額が表示されます。

③自動計算されます。  
 (令和8年4月～令和9年3月までの12か月分の税)

入力画面

令和8年度 藤岡市国民健康保険税試算シート

計算結果の表示 年齢区分選択 所得情報入力 結果確認

クリア

クリアボタンを押すと入力情報が全て消去されます。

入力表(世帯員別)

年齢	所得	国民加入人数	3人 (うち介護分含む: 0人)	世帯員別	収入等	医療分	介護分	子供分
世帯主	給与収入 年金収入 その他所得	30,700 11,900 0	0	18歳～39歳	30,700 11,900 0	0	0	0
世帯員1	給与収入 年金収入 その他所得	30,700 11,900 0	0	7歳～17歳	30,700 11,900 0	0	0	0
世帯員2	給与収入 年金収入 その他所得	30,700 11,900 0	0	7歳	30,700 11,900 0	0	0	0
世帯員3	給与収入 年金収入 その他所得	0 0 0	0		0 0 0	0	0	0
世帯員4	給与収入 年金収入 その他所得	0 0 0	0		0 0 0	0	0	0
世帯員5	給与収入 年金収入 その他所得	0 0 0	0		0 0 0	0	0	0

①年齢区分を選択

②収入等の金額を入力

※世帯員にR7年分の収入の申告が済んでいない者がいる場合、国民健康保険税の軽減が適用されずこちらの税額になります。

軽減前計算(世帯合計) 軽減なし

所得割	医療分	支拂分	介護分	子供分
0	0	0	0	0
均等割	92,100	35,700	0	1,300
平等割	21,300	8,300	0	800
合計	113,400	44,000	0	2,100

【軽減前 計算結果】 159,500円

軽減後計算(世帯合計) 軽減あり

所得割	医療分	支拂分	介護分	子供分
0	0	0	0	0
均等割	27,630	10,710	0	390
平等割	6,390	2,490	0	240
合計	34,000	13,200	0	600

【軽減後 計算結果】 47,800円

※加入月数に応じた計算が表示されます。

月割税額

加入月数	月割額	加入月数	月割額
1ヶ月	13,200	7ヶ月	27,800
2ヶ月	26,500	8ヶ月	31,800
3ヶ月	39,800	9ヶ月	35,800
4ヶ月	53,100	10ヶ月	39,800
5ヶ月	66,400	11ヶ月	43,800
6ヶ月	79,700	12ヶ月	47,800

## 2. 年齢区分の入力について

入力表(世帯員別)

世帯主

年齢を選択してください

0歳～39歳  
40歳～64歳  
65歳～74歳  
擬主(65歳未満)  
擬主(65歳以上)

①世帯主の入力  
 ・世帯主で国保被保険者である  
 ⇒年齢区分を選択  
 ・世帯主で国保被保険者でない  
 ⇒擬主(年齢区分)を選択

世帯員1

年齢を選択してください

0歳～39歳  
40歳～64歳  
65歳～74歳

②世帯員の入力  
 年齢区分を選択  
 (被保険者のみ)

## 3. 収入等の入力について

- ・給与・公的年金の場合は収入金額(所得ではない)を入力してください。  
 ※収入金額とは給与明細や源泉徴収票に記載される総支給金額(支払金額)のことをいいます。  
 ただし、非課税とされる収入を除きます。
- ・その他の所得(事業所得、雑所得など)は収入金額から必要経費を差し引いた所得金額を入力してください。
- ・分離所得(長期譲渡・株の譲渡・先物取引など)があった場合は、「その他所得」に入力してください。  
 ※分離長期譲渡の特別控除がある場合は、特別控除後の金額を入力してください。

## 4. 注意点

75歳以上は、後期高齢者医療保険に加入するため、国保の試算はできません。

この試算結果は概算であるため、**実際の税額と異なる場合があります。あらかじめご了承ください。**  
**例えば、世帯主又は国保被保険者の中に次の者がいる場合には正しい金額での試算ができません。**

- ・国保被保険者が複数おり、その被保険者期間が異なる場合
- ・給与収入850万円超の所得金額調整控除の適用を受けている場合
- ・令和8年度中に7歳になる者がいる場合
- ・令和8年度中に18歳になる者がいる場合
- ・令和8年度中に40歳になる者がいる場合
- ・令和8年度中に65歳になる者がいる場合
- ・令和8年度中に75歳になる者がいる場合
- ・特定世帯または特定同一世帯に該当する場合
- ・事業所得や不動産所得にて事業専従者控除の適用を受けている場合
- ・事業専従者給与を受け取っている場合
- ・分離所得の特別控除の適用を受けている場合